

お客さま各位

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改正について

平成30年2月に金融庁が策定・公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、次の預金規定を改正いたします。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

- 普通預金規定、● 総合口座取引規定、● 貯蓄預金規定、● 外貨普通預金規定
- 納税準備預金規定（納税貯蓄組合預金規定）

1. 改正内容

改正後（下線部を追加または変更）	普通預金規定（抜粋）
7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）	（1）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、 <u>在留期限</u> その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
13.（取引の制限等）	（1）当社は、 <u>預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する <u>預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> （3） <u>日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当社に届出している在留期限を経過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> （4）前各項に定めるいずれの取引の制限についても、 <u>預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</u>
14.（解約等）	（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① <u>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u> ② <u>この預金の預金者が前記11(1)に違反した場合</u> ③ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> ④ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> ⑤ <u>法令で定める本人確認等における確認事項および前記13(1)で定める当社からの求めによる各種確認や提出された資料が偽りである場合</u> ⑥ <u>前記13(1)から(3)に定める取引等の制限に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合</u>

2. 改正日

2019年10月1日（火）

以上